

# 草津市医師意見書作成料還付フロー

(草津市民向けの制度であり、他市の方は対象外です。)

## 還付内容

草津市民が、病児保育室「陽だまり」を利用するために、かかりつけ医に作成してもらった医師意見書の作成料について、一定の条件を満たせば還付を受けられます。

(病児保育室オルミスは、併設のコス小児科のみの診察であり、意見書不要です。)

### <還付の条件>

(1) 「陽だまり」を利用した場合

(2) 「陽だまり」を予約し、利用できなかったのが、次のいずれかの理由の場合

①満室による断り

②家庭で看られるようになった（休暇取得、祖父母が看病等）

③病状軽快（保育所、学校に行けるほど回復）

④病状悪化（病児保育できない状態）

**※陽だまりに予約の連絡をしていることが必要です。**

## 注意！

仮予約等の連絡がない、無断キャンセル、満室の場合のキャンセル待ち予約をしていない等は、請求できません。

## 必要書類等

**かかりつけ医で支払った医師意見書作成料の領収書**

## 還付場所・時間

病児保育室「陽だまり」 8時～17時（月～土）

※土曜日は隣接の「託児所とっと」にて返金

## 期限

意見書発行後2週間まで

## 手続き

### 【保育室退室時】または【後日】

①医師意見書作成料の領収書を提示する。

②還付金を受け取り、それを証するため、領収書に署名し、写しを受け取る。